

株 主 各 位

埼玉県鴻巣市宮前547番地の1

理研コランダム株式会社

代表取締役
社 長 下 村 洋 喜

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 埼玉県鴻巣市中央29番1号
鴻巣市文化センター 3階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第117期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第117期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈、ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.rikencorundum.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に弱さもみられたものの、雇用環境の改善が着実にすすむ等、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。ただし、生産については、新興国経済の減速や在庫の積み上がりを背景に、月次での鉱工業生産指数が概ね前年同月水準を割り込む等、弱含みの動きとなりました。

このような状況下、当社グループでは、「自社品拡販」および「在庫削減」を重点施策として掲げ、当連結会計年度下期より、組織の機能別集約化、「足で稼ぐ営業」をキーとしたビジネスエリアの拡大、生産コスト削減・納期短縮を狙いとした生産システムの変更、品質の安定・商品開発のためのフレキシブルな技術者集団化、陳腐化した制度の改善、3S等社内活性化のための仕組みづくり、そして在庫管理強化に向けた態勢構築等、次々と着手してまいりました。

然しながら当連結会計年度の当社グループの業績については、ユーザーである製造業の生産推移と相まって、前連結会計年度との比較では売上高は下回りました。また、利益面においても、売上高の減少要因に加え、円安定着化に伴う輸入原材料価格の上昇や前連結会計年度期中での不動産賃料改定の影響等から、減益となりました。

なお、持分法適用関連会社である中国の研磨布紙製品製造販売の合弁会社「淄博理研泰山涂附磨具有限公司」は、引き続き好業績であったものの、先行きについては中国景気の不安定感等から不透明な状況にあります。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,430,414千円(前期比4.8%減)、営業利益は55,208千円(前期比54.9%減)、経常利益は196,017千円(前期比22.7%減)となり、当期純利益は研究開発事業の事業化遅延に伴う減損損失計上を行ったこと等から134,727千円(前期比32.6%減)となりました。

なお、オカモト株式会社との間で平成27年2月12日付にて締結した資本業務提携契約書に従い、当社の更なる収益力および競争力の強化を図るため、同社と経営管理や生産技術および営業ネットワーク等の連携を行っております。

また、当社は生産効率の更なる向上を図る観点から生産体制を当社に集約化したため、連結子会社1社を清算いたしました。

セグメントの概況は以下のとおりであります。

(研磨布紙等製造販売事業)

当社グループの中核事業である研磨布紙等製造販売事業の当連結会計年度の売上は、コンシューマ向けや新規開発先については堅調であったものの、主要販売先であるルート販売向けが総じて軟調であったこと等から、売上高は3,573,395千円（前期比5.4%減）となりました。

(OA器材部材等製造販売事業)

当社グループは、複写機、ATM、ファクシミリ、印刷機等の事務機器に組み込まれる紙送り用各種ローラー部品を受注生産しております。

クリーナーパットの受注減および海外子会社の売上減等から、売上高は605,019千円（前期比0.7%減）となりました。

(不動産賃貸事業)

株式会社ダイエーに賃貸しております理研神谷ビルの平成26年3月の賃料改定により、賃料収入による売上は252,000千円（前期比6.2%減）となりました。

なお、平成26年5月より実施しておりました理研神谷ビルの耐震補強工事は、平成27年5月に完工いたしました。

また、賃貸借契約における賃借人の地位は、吸収分割の効力発生日である平成28年3月をもって、株式会社ダイエーからイオンリテールストア株式会社に承継されます。

事業区分	売上高	生産高(受注高)
研磨布紙等製造販売事業	3,573,395千円	3,592,350千円
OA器材部材等製造販売事業	605,019千円	586,986千円
不動産賃貸事業	252,000千円	—

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は370,678千円であり、その主なものは不動産賃貸建物の耐震補強工事であります。

なお、設備投資の総額は、受取保険金による圧縮記帳額88,523千円を控除しております。

また、上記の他に鴻巣工場の耐震補強工事等による建設仮勘定の増加額が82,620千円あります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、上記の設備投資資金を金融機関からの借入金により調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単位	第114期 (平成24年12月期)	第115期 (平成25年12月期)	第116期 (平成26年12月期)	第117期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売 上 高	千円	4,694,293	4,623,191	4,655,134	4,430,414
当 期 純 利 益	千円	94,646	138,705	199,893	134,727
1株当たり当期純利益	円	10.18	14.93	21.64	14.60
総 資 産	千円	5,820,351	6,170,247	6,831,334	7,064,571
純 資 産	千円	3,917,608	4,326,693	4,609,152	4,920,175
1株当たり純資産額	円	421.61	465.70	499.60	533.35

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単位	第114期 (平成24年12月期)	第115期 (平成25年12月期)	第116期 (平成26年12月期)	第117期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売 上 高	千円	4,455,798	4,482,132	4,506,956	4,299,917
当 期 純 利 益	千円	43,667	116,332	110,168	22,651
1株当たり当期純利益	円	4.70	12.52	11.93	2.46
総 資 産	千円	5,222,774	5,321,363	5,754,821	5,948,838
純 資 産	千円	3,379,065	3,567,187	3,641,511	3,903,554
1株当たり純資産額	円	363.65	383.95	394.72	423.15

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(連結子会社) 理研精密器材(蘇州)有限公司	920千USドル	100%	研磨布紙等の製造および販売 O A器材部材等の製造および販売
(連結子会社) 理研香港有限公司	100千HKドル	100%	O A器材部材等の販売
(持分法適用関連会社) 淄博理研泰山涂附磨具有限公司	5,000千USドル	47%	研磨布紙等の製造および販売

(注) 株式会社光環は、平成27年11月に清算終了したことにより、当連結会計年度より除外しております。

(4) 対処すべき課題

わが国の今後の経済情勢につきましては、穏やかな景気回復の基調が持続することが見込まれるものの、米国の金融政策、中国等新興国の景気、原油価格動向等の要因から、依然として不透明感の強い状況で推移し予断を許さぬ経営環境が続くものと思われまます。

当社グループといたしましては、中長期視点に基づく一層の販売、収益の拡大を目指し、新製品の開発・販売、新市場の開拓および生産性向上に資する生産システムの改善等に全力を挙げて取り組んでまいります。また、コンプライアンス・リスク管理、環境保護対策についても、企業の社会的責任に対する社会の要請は一段と高まっていることから充実させていきます。

具体的には、「理研コランダム憲章」に定める基本理念、環境理念、品質方針、行動指針に則り、市場環境の激変を踏まえ、「リスク対策に万全を期したうえで、企業価値・顧客満足度向上に向けて推進する」ために「2016～2018年度 中期経営計画」を策定し、以下に掲げる①市場戦略、②収支改善、③内部統制、④品質管理、⑤人材育成について、不退転の決意を持って取り組んでまいります。

①市場戦略として、顧客ニーズに合った新製品・新市場の開拓、成長業種・高付加価値事業分野への取り組み強化および事業のグローバル化の推進により、販売の拡大と顧客サービスの向上を図ってまいります。

②収支改善への全社一体となった取組みにより、生産コスト削減を狙いとした生産システムの変更・徹底した在庫の削減を推進してまいります。

③内部統制に関しては、会社法、金融商品取引法、J-SOX、会計基準、その他関係法令に準拠して設定した社内業務手順に従いその適正な遂行を行ってまいります。

④品質管理として、品質管理部署の権限および生産ラインとの連携を強化するとともに、社内ネットワークによる品質苦情管理ならびに予防措置・是正措置の迅速な対応により、品質問題の迅速な解決と再発防止の実現に向けて取り組んでまいります。

⑤人材育成として、社内の業務プロセスに携わる全ての職階において権限の委譲と説明責任の遂行を求め、次世代リーダーの育成を図るとともに、3S活動も含めた業務の推進を通じ、風通しのよいコミュニケーションづくりの実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

事業区分	事業内容
研磨布紙等製造販売事業	研磨布紙等の製造および販売
O A 器材部材等製造販売事業	O A 器材部材等の製造および販売
不動産賃貸事業	理研神谷ビルの株式会社ダイエーへの賃貸

(6) 主要な営業所および工場（平成27年12月31日現在）

当 社	本社：埼玉県鴻巣市、 東京支店：東京都北区、大阪営業所：大阪市天王寺区、 名古屋営業所：名古屋市中区、福岡営業所：福岡県糟屋郡志免町 鴻巣工場：埼玉県鴻巣市、沼田工場：群馬県沼田市、 新治工場：群馬県利根郡みなかみ町
理研精密器材(蘇州)有限公司(子会社)	本社・工場：中華人民共和国江蘇省蘇州市
理研香港有限公司(子会社)	本社：中華人民共和国香港
淄博理研泰山涂附磨具有限公司(関連会社)	本社・工場：中華人民共和国山東省淄博市

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
145 (66) 名	△3 (△3) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
116 (64) 名	4 (3) 名	45.9歳	18.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	280,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	238,892
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	201,250
株 式 会 社 群 馬 銀 行	83,500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の概況

(1) 株式の状況 (平成27年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	30,000,000株
② 発行済株式の総数	10,000,000株
③ 株主数	1,290名
④ 大株主(上位10名)	

株 主 名	所 有 株 式 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
オカモト株式会社	3,034	32.89
明治安田生命保険相互会社	457	4.95
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	428	4.64
小菱商事株式会社	400	4.34
宇田川 恵 造	231	2.50
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	228	2.47
MSIP CLIENT SECURITIES	184	2.00
大 澤 政 俊	130	1.41
昭和工業株式会社	128	1.39
エムワイ総合企画株式会社	128	1.39

(注) 自己株式775千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	下 村 洋 喜	
常 務 取 締 役	杉 浦 順	
常 務 取 締 役	北 澤 雄 二	CA総本部長兼営業本部長兼生産本部長
取 締 役	新 海 幹 夫	技術本部長兼技術本物品質保証室長
取 締 役	青 柳 裕 史	㈱みずほトラストシステムズ取締役社長
取 締 役	岡 本 二 郎	オカモト㈱代表取締役会長
常 勤 監 査 役	本 多 正 明	
監 査 役	長 崎 俊 樹	岡村総合法律事務所パートナー
監 査 役	西 村 恭 幸	

- (注) 1. 取締役青柳裕史氏および取締役岡本二郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役本多正明氏および監査役長崎俊樹氏は社外監査役であり、長崎俊樹氏は(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退 任 日	退任理由
坂爪 康一	代表取締役社長 溜博理研泰山塗附磨具有限公司董事長	平成27年3月24日	辞任
高橋 正一	監査役 公認会計士高橋正一事務所所長 有限責任監査法人ハルタ常務理事	平成27年4月12日	逝去

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7名	61,985千円
監 査 役	4名	8,710千円
合 計 (うち社外役員)	11名 (5名)	70,695千円 (8,530千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額11,425千円が含まれており、その全ては、取締役5名に対するものであり、社外役員は含まれません。
 なお、平成27年12月31日現在の役員退職慰労引当金は49,925千円となっており、その全てが取締役4名に対するものであり、社外役員は含まれません。
 3. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成14年3月28日開催の第103回定時株主総会において、取締役については年額144,000千円以内(ただし使用人分給与は含まない)、監査役については年額24,000千円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の役員等の兼職状況

当 社 社 外 役 員		兼 職 先 お よ び 兼 職 先 と の 関 係
青 柳 裕 史	社 外 取 締 役	㈱みずほトラストシステムズ取締役社長 なお、当社と当該会社とは特別の関係はありません。
岡 本 二 郎	社 外 取 締 役	オカモト㈱代表取締役会長 なお、当社は同社との間には貯蔵品等の取引関係があります。
本 多 正 明	社外監査役(常勤)	該当事項はありません。
長 崎 俊 樹	社 外 監 査 役	岡村総合法律事務所パートナー なお、当社とは当該事務所と法律顧問契約を締結しております。

(ii) 当事業年度における主な活動

当 社 社 外 役 員		活 動 状 況
青 柳 裕 史	社 外 取 締 役	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、みずほ信託銀行㈱常務執行役員を経て得た経験と見識に基づき経営全般に関して適宜必要な発言を行いました。
岡 本 二 郎	社 外 取 締 役	当事業年度開催の取締役会10回のうち 8 回に出席し、豊富な経営者としての経験と見識に基づき経営全般に関して適宜必要な発言を行いました。
本 多 正 明	社外監査役(常勤)	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会 8 回の全てに出席し、㈱損害保険ジャパン(現 損害保険ジャパン日本興亜(株))理事の経験に基づきコンプライアンスおよび経営のリスク管理の観点から適宜必要な発言を行いました。
高 橋 正 一	社 外 監 査 役	平成27年 4 月12日逝去までに開催の取締役会 4 回のうち 3 回、監査役会は 3 回全てに出席し、公認会計士としての経験および専門的な知見に基づき適宜必要な発言を行いました。
長 崎 俊 樹	社 外 監 査 役	平成27年 4 月12日就任後開催の取締役会 9 回のうち 8 回、監査役会は 5 回のうち 4 回に出席し、弁護士資格を持ち、日本弁護士連合会の各種委員を歴任されており、コンプライアンスおよび経営のリスク管理面を中心に専門的な知見に基づき適宜必要な発言を行いました。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役青柳裕史氏、岡本二郎氏および社外監査役長崎俊樹氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由
当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」(内部統制システムの基本方針)について、以下のとおり定めております。

① 経営理念

当社は経営理念として「理研コランダム憲章」を掲げ、その実現に向けた「行動指針」を設定しています。

理研コランダム憲章

- ・日本を代表する研削・研磨のトップ企業として、社会的責任を自覚し、法令・ルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公平な企業活動を推進する。
- ・お客様を第一と考え、常に最高の製品・サービスを提供する。
- ・株主、市場から高く評価され、広く社会から信頼される。
- ・社員にとって働き甲斐があり、魅力に富んだ職場にする。

行動指針

- ・公正・透明・自由な競争を実践し、会社資産の保全拡大に努める。
- ・一人一人が高い倫理観（例えば、「安全第一」「嘘をつかない」「ルールを守る」「反社会的勢力に対しては隙を見せず、毅然とした対応を行う」「公私に亘り節度ある行動をする」等々）を持って自主的・自立的に行動し、協力して業務を遂行し、自由闊達な職場を築く。

② 内部統制システムの構築、運営による経営理念「理研コランダム憲章」の実現

当社は内部統制システムを、「事業遂行上不可避免的に発生し、直面するさまざまなリスクの評価・管理、業務の有効性および効率性の維持向上、適時開示の実行と財務報告の信頼性の確保、コンプライアンスの徹底、資産の保全等により企業価値を高め、ステークホルダーから高い評価を得るため、当社のあらゆる業務プロセスの中に組み込まれ、運営され、改善される経営上の仕組みである。」ととらえ、その構築と、運営を進めてまいります。

③ 具体的な取り組み事項

(i) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社グループにおいて「コンプライアンス管理規程」および「リスク管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、製造業として重要課題である「環境・安全」関係の法令等については、これを専管する組織を設けております。
- 2) 当社グループにおいて、「公益通報者保護規程」に準拠し、コンプライアンス違反の発生拡大を防止するために有効に機能する内部通報体制を構築しております。
- 3) 不当要求防止責任者のもと社内関係部門および社外専門機関との連絡、協力体制を整備し、当社グループとして反社会的勢力に対しては隙を見せず毅然とした対応を行っております。
- 4) 財務報告に係る内部統制構築基本方針にのっとり、監査法人、監査役とも必要な調整を図りつつ、公表された内部統制の整備・評価に準拠し、内部統制の有効性を適時適切に評価・公表し得る体制を構築しております。

(ii) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて「リスク管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、その取り組みのひとつとして、各担当部門において専門的な立場から、各種リスクの評価・管理を目的として、各担当部門の部長の責任のもとで「組織・業務自主点検」を毎月実施しております。

また、平時においては各部にてその有するリスクの洗い出しとその軽減等に取り組むとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局は、定期的にモニタリングを実施し、また、災害発生時等に備えて事業継続計画書（BCP）を策定し、本計画書に基づいた訓練を行っております。

(iii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の「取締役会」を毎月1回開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また取締役会のもとに、「経営会議」を設け、取締役、監査役、および当該案件の担当部門長が出席し、当社グループの重要方針・重要案件の検討および進捗状況の確認、部門および当社グループ各社の横断的な課題認識の共有化を図っており、付議案件によってはその後の取締役会に付議・決定しております。加えて、社長以下各執行部門の担当役員による常務会を逐次開催しております。

業務の運営については将来の事業環境を踏まえ当社グループとしての中期経営計画および各年度予算を立案し全社的な目標を設定しており、各部門においてはその目標達成に向けて具体策を立案実行いたします。

(iv) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令、社内規程（文書管理規程）に基づき文書の保存を行っております。また情報の管理については機密管理規程・パソコン管理規則を定めて対応しております。

(v) 業務の適正を確保するための体制

「内部監査規程」に準拠し、経営管理室コンプライアンス・リスク管理事務局が毎年全部門および一部営業拠点・工場について業務監査を実施し、加えてISO委員会内部監査委員およびJ-SOX内部監査委員がそれぞれ原則年2回の内部監査を実施しその結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。

また、当社グループの経営については、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」を定め、当社グループの業務の適正確保を見据えた管理方針等を定めるとともに、事業内容の定期的な報告と重要案件についての報告および事前協議を取締役会で行っております。

(vi) 監査役に報告するための体制

当社グループの役員および従業員は、その職務の状況について、取締役会等の重要会議の場で、監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告しております。

なお、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保しております。

また、当社は役員および従業員合計で百数十名の規模であり、監査役会に対して専従の支援要員を配置しないものの、監査役が求めた場合は経営管理室員が補助を行い、その際の当該室員は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとしております。

(vii) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役員および従業員は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努めております。

また、監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。

なお、監査役会は会計監査人から報告と説明を受け、必要に応じて意見交換を行い、子会社事業所への往査に同行するなど、会計監査人の独立性を監視するとともに連携を図っております。

また、監査役ならびに監査役会が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家・アドバイザーを任用する等、職務を遂行するうえで生ずる必要な費用の支出、前払い等を求めた場合、当社は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社取締役会は、本事業年度に12回の定例取締役会および1回の臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項を協議・決定するとともに、各部門における執行状況について、取締役会で決定した年度計画、中期経営計画の進捗状況も含めた報告を受けております。

内部監査については、本事業年度において、全部門および一部拠点の業務監査を原則無予告にて実施し、さらに年2回のISO委員会内部監査を行い適正化を図るとともに、J-SOX内部監査による有効性評価を実施いたしました。

また、当社は、「組織・業務自主点検」を行っておりますが、本事業年度につきましても、全部門、全拠点が毎月もれなく実施し、業務・運営の適切性等について点検をいたしました。

なお、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を本事業年度は4回開催し、各内部監査および自主点検についての本事業年度取組方針、実施状況およびその結果について報告、検証いたしました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めるとともに、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取り組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入、継続しております。

なお、本対応策の有効期間満了に先立ち、平成26年3月27日開催の当社第115回定時株主総会において、所要の修正を行ったうえで、実質的に同一の内容にてこれを継続することを決議しております。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であることから、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為に対しても、これに応じるか否かは最終的には個々の株主の皆様の判断・意思に基づくべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、会社経営陣との十分な協議・合意のプロセスを経ることなく、また株主の皆様への十分な情報開示がなされることなく強行されるもの、あるいはその目的から判断して、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが含まれる可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

このような考えから、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に限り、大規模買付行為を開始できることとする必要があると考えます。

また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分であるおそれのある大規模買付行為に対して、当社取締役会が、原則として株主の皆様を仰ぎつつ、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えます。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、当社の経営理念を定めた理研コランダム憲章に基づき、短期的または再現性を欠く成果の追求に陥ることなく、当社ブランドである「地球印ブランド」の更なる強化を図ること、また研磨布紙等製造販売事業とOA器材部材等製造販売事業との間の緊密な連携を推進し、競争力の源泉である「技術開発・人材開発力、顧客サービス・市場開拓力」の更なる伸長を図ること、加えて株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築すること等によって、当社の企業価値および株主共同の利益の向上は実現されることとなり、上記①に定める「基

本方針」の実現に資するものと考えております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みおよびその合理性

当社は上記にかかわる取り組みとして、冒頭に記載のとおり「買収防衛策」を導入しております。この「買収防衛策」においては、取締役会の恣意的な判断を防止するため、大規模買付ルールの設定、防衛措置の内容と実施条件および手続き、特別委員会の設置等に関し詳細に定めております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,824,432	流動負債	1,064,037
現金及び預金	336,915	支払手形及び買掛金	589,096
受取手形及び売掛金	1,069,264	1年内返済予定の長期借入金	268,597
商品及び製品	593,034	リース債務	12,224
仕掛品	587,976	未払法人税等	5,206
原材料及び貯蔵品	147,022	圧縮未決算特別勘定	70,131
繰延税金資産	47,374	その他	118,783
その他	43,446	固定負債	1,080,359
貸倒引当金	△599	長期借入金	612,625
固定資産	4,240,139	リース債務	12,462
有形固定資産	1,789,986	繰延税金負債	287,117
建物及び構築物	1,161,146	修繕引当金	56,080
機械装置及び運搬具	76,830	役員退職慰労引当金	49,925
土地	313,742	長期預り金	50,000
リース資産	20,508	資産除去債務	9,230
建設仮勘定	195,747	その他	2,920
その他	22,013	負債合計	2,144,396
無形固定資産	41,253	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,408,900	株主資本	4,203,843
投資有価証券	1,137,478	資本金	500,000
関係会社出資金	1,206,852	資本剰余金	98,753
退職給付に係る資産	19,398	利益剰余金	3,752,102
その他	69,672	自己株式	△147,012
貸倒引当金	△24,500	その他の包括利益累計額	716,332
資産合計	7,064,571	その他有価証券評価差額金	452,679
		繰延ヘッジ損益	△668
		為替換算調整勘定	264,321
		純資産合計	4,920,175
		負債・純資産合計	7,064,571

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	4,430,414
売上原価	3,347,988
売上総利益	1,082,426
販売費及び一般管理費	1,027,218
営業利益	55,208
営業外収益	
受取利息	98
受取配当金	21,810
受取商標使用料	7,112
持分法による投資利益	128,549
その他	2,870
営業外費用	
支払利息	5,843
売却損	1,461
売却引	10,834
為替差	1,243
その他	249
経常利益	19,630
特別利益	
圧縮未決算特別勘定戻入額	106,522
特別損失	
災害による損失	5,800
固定資産除却損	2,446
固定資産圧縮損	88,523
減損	79,305
税金等調整前当期純利益	176,074
法人税、住民税及び事業税	8,721
法人税等調整額	△16,983
少数株主損益調整前当期純利益	134,727
当期純利益	134,727

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	500,000	98,753	3,672,727	△146,871	4,124,609
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△55,352		△55,352
当 期 純 利 益			134,727		134,727
自 己 株 式 の 取 得				△142	△142
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	79,375	△142	79,233
当 期 末 残 高	500,000	98,753	3,752,102	△147,012	4,203,843

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	152,317	4,808	327,418	484,543	4,609,152
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△55,352
当 期 純 利 益					134,727
自 己 株 式 の 取 得					△142
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	300,362	△5,476	△63,097	231,790	231,790
当 期 変 動 額 合 計	300,362	△5,476	△63,097	231,790	311,023
当 期 末 残 高	452,679	△668	264,321	716,332	4,920,175

連結注記表

1. 記載金額は千円未満を四捨五入によって表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 理研精密器材（蘇州）有限公司
理研香港有限公司

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社光環は、平成27年11月に清算終了したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数
1社

- ・主要な会社等の名称 淄博理研泰山涂附磨具有限公司

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・会社等の名称 濰坊理研研磨材有限公司
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社2社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

原則として時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

当社および国内連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は総平均法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

但し、当社が平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物	31～47年
機械装置及び運搬具	9年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 修繕引当金……………当社の固定資産（賃貸設備）について行う修繕に要する費用に充てるため計上しているもので、その計上は不動産賃貸契約による所定の率によっております。
- ハ. 役員退職慰労引当金……当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替予約については、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

製・商品輸入による予定取引

b. ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

前連結会計年度において独立掲記しておりました「設備関係支払手形」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「支払手形及び買掛金」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度における「設備関係支払手形」の金額は、14,465千円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	179,885千円
土地	39,635千円
合計	219,520千円

同上に対応する債務額

長期借入金	150,000千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産減価償却累計額

4,637,542千円

(3) 圧縮記帳

①国庫補助金等および受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

建物及び構築物	91,972千円
機械装置及び運搬具	58,840千円
その他	5,760千円
合計	156,572千円

②当期において、受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳額

建物及び構築物	88,523千円
---------	----------

(4) 圧縮未決算特別勘定

今後取得を予定している固定資産に対する圧縮見込相当額について計上しており、残高は70,131千円であります。

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
埼玉県鴻巣市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等

当社グループは、原則として、事業用資産については報告セグメントを基準としてグルーピングを行っております。

当社グループが新事業として進めている切断加工工具の製造販売事業については事業化が遅延しており、今後の確実な収益を見込むことは難しいと判断し、当該事業に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（79,305千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物191千円、機械装置及び運搬具74,843千円、リース資産1,136千円、その他3,135千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、使用価値をゼロとして評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	10,000	—	—	10,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	774	1	—	775

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成27年3月24日開催の第116回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 27,677千円
- ・1株当たり配当金額 3円00銭
- ・基準日 平成26年12月31日
- ・効力発生日 平成27年3月25日

ロ. 平成27年8月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 27,675千円
- ・1株当たり配当金額 3円00銭
- ・基準日 平成27年6月30日
- ・効力発生日 平成27年9月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年3月25日開催予定の第117回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 27,675千円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 3円00銭
- ・基準日 平成27年12月31日
- ・効力発生日 平成28年3月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式について四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引および借入金の支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 千円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額 (*2)
①現金及び預金	336,915	336,915	—
②受取手形及び売掛金	1,069,264	1,069,264	—
③投資有価証券 その他有価証券	1,117,082	1,117,082	—
④支払手形及び買掛金	(589,096)	(589,096)	—
⑤長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(881,222)	(882,148)	926
⑥デリバティブ取引	(994)	(994)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 連結貸借対照表計上額が時価を上回っている場合の差額は、正の数で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑥デリバティブ取引

為替予約のうち振当処理によっているものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債務と一体として処理されているため、その時価は、外貨建金銭債務の時価に含めて記載しております。

為替予約のうち振当処理によっていないものは、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑤参照）。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額20,396千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 千円)

連結貸借対照表計上額	時価
795,774	2,413,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

533円35銭

(2) 1株当たり当期純利益

14円60銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

理研コランダム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 奈 尾 光 浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 大 野 開 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、理研コランダム株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研コランダム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第117期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して各監査役が作成した監査に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、高橋正一監査役（社外監査役）が平成27年4月12日に急逝いたしましたので、補欠監査役でありました長崎俊樹が同日付で社外監査役として就任しております。

1. 監査役及び監査役会の監査の方針及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月17日

理研コランダム株式会社	監査役会
常勤監査役(社外監査役)	本 多 正 明 ㊟
社外監査役	長 崎 俊 樹 ㊟
監 査 役	西 村 恭 幸 ㊟

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,680,581	流動負債	1,044,820
現金及び預金	260,733	支払手形	392,242
受取掛手金	375,602	買掛金	180,106
売掛金	621,063	1年内返済予定の長期借入金	268,597
電子記録債権	32,420	リース債	12,224
商品及び製品	571,123	未払金	36,969
仕掛品	585,290	未払費用	63,558
原材料及び貯蔵品	157,010	未払法人税等	3,487
前払費用	10,547	預り金	16,236
繰延税金資産	44,870	圧縮未決算特別勘定	70,131
その他の資産	22,523	その他	1,270
貸倒引当金	△600	固定負債	1,000,464
固定資産	3,268,257	長期借入金	612,625
有形固定資産	1,770,854	繰延税金負債	12,462
建物	1,149,393	繰延税金負債	207,222
構築物	11,752	修繕引当金	56,080
機械及び装置	57,879	役員退職慰労引当金	49,925
車両運搬具	789	長期預り金	50,000
工具器具備品	21,044	資産除却債	9,230
土地	313,742	その他	2,920
リース資産	20,508	負債合計	2,045,284
建設仮勘定	195,747	(純資産の部)	
無形固定資産	41,253	株主資本	3,451,543
借地権	26,197	資本金	500,000
電話加入権	1,884	資本剰余金	98,753
ソフトウェア	10,741	資本準備金	89,675
水道施設利用権	2,431	その他資本剰余金	9,078
投資その他の資産	1,456,150	利益剰余金	2,999,802
投資有価証券	1,137,478	利益準備金	125,000
関係会社株式	1,591	その他利益剰余金	2,874,802
関係会社出資金	219,853	配当準備積立金	250,000
出資	19,904	固定資産圧縮積立金	94,944
従業員に対する長期貸付金	1,090	別途積立金	2,368,700
関係会社長期貸付金	33,751	繰越利益剰余金	161,158
破産更生債権等	24,438	自己株式	△147,012
前払年金費用	19,398	評価・換算差額等	452,011
その他の資産	23,147	その他有価証券評価差額金	452,679
貸倒引当金	△24,500	繰延ヘッジ損益	△668
資産合計	5,948,838	純資産合計	3,903,554
		負債・純資産合計	5,948,838

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から)
(平成27年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,299,917
売 上 原 価		3,283,355
売 上 総 利 益		1,016,562
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		966,402
営 業 利 益		50,160
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,532	
受 取 配 当 金	49,122	
受 取 商 標 使 用 料	7,112	
そ の 他	3,289	61,055
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,843	
手 形 売 却 損	1,461	
売 上 割 引	10,834	
為 替 差 損	2,018	
貸 倒 損 失	4,340	
そ の 他	250	24,746
経 常 利 益		86,469
特 別 利 益		
圧 縮 未 決 済 特 別 勘 定 戻 入 額	106,522	106,522
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	5,800	
固 定 資 産 圧 縮 損 失	88,523	
減 損 損 失	79,305	173,628
税 引 前 当 期 純 利 益		19,363
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,000	
法 人 税 等 調 整 額	△10,288	△3,288
当 期 純 利 益		22,651

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合 計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								利益剰余金 合 計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 本 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰 越 利 益 剰 余 金				
					配 当 準 備 金 積 立	固 定 資 産 積 立	資 産 縮 小 金	別 途 積 立 金					
当 期 首 残 高	500,000	89,675	9,078	98,753	125,000	250,000	92,539	2,308,700	256,265	3,032,504	△146,871	3,484,386	
当 期 変 動 額													
実効税率変更に伴う積立金の増							4,727		△4,727	—		—	
固定資産圧縮積立金の取崩し							△2,322		2,322	—		—	
別途積立金の積立て								60,000	△60,000	—		—	
剰余金の配当									△55,352	△55,352		△55,352	
当期純利益									22,651	22,651		22,651	
自己株式の取得											△142	△142	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)													
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,405	60,000	△95,106	△32,701	△142	△32,843	
当 期 末 残 高	500,000	89,675	9,078	98,753	125,000	250,000	94,944	2,368,700	161,158	2,999,802	△147,012	3,451,543	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高		152,317	4,808	157,125	3,641,511
当 期 変 動 額					
実効税率変更に伴う積立金の増					—
固定資産圧縮積立金の取崩し					—
別途積立金の積立て					—
剰余金の配当					△55,352
当期純利益					22,651
自己株式の取得					△142
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		300,362	△5,476	294,886	294,886
当期変動額合計		300,362	△5,476	294,886	262,043
当 期 末 残 高		452,679	△668	452,011	3,903,554

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を四捨五入によって表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

③ デリバティブ

原則として時価法を採用しております。

④ たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 31～47年

機械及び装置 9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 修繕引当金……………固定資産（賃貸設備）について行う修繕に要する費用に充てるため計上しているもので、その計上は不動産賃貸契約による所定の率によっております。
 - ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① ヘッジ会計の方法
 - イ ヘッジ会計の方法
 - 為替予約については、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。
 - また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
 - ロ ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a.ヘッジ手段
 - 為替予約
 - ヘッジ対象
 - 製・商品輸入による予定取引
 - b.ヘッジ手段
 - 金利スワップ
 - ヘッジ対象
 - 借入金の利息
 - ハ ヘッジ方針
 - 主に当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。
 - ニ ヘッジ有効性評価の方法
 - 為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。
 - また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。
 - ② 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

前事業年度において独立掲記しておりました「設備関係支払手形」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「支払手形」に含めて表示しております。

なお、当事業年度における「設備関係支払手形」の金額は、14,465千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	179,885千円
土地	39,635千円
合計	219,520千円

同上に対応する債務額

長期借入金	150,000千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産減価償却累計額 4,580,669千円

(3) 圧縮記帳

① 国庫補助金等および受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

建物	91,704千円
構築物	268千円
機械及び装置	58,840千円
工具器具備品	5,760千円
合計	156,572千円

② 当期において、受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳額

建物	88,523千円
----	----------

(4) 圧縮未決算特別勘定

今後取得を予定している固定資産に対する圧縮見込相当額について計上しており、残高は70,131千円であります。

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	13,818千円
② 短期金銭債務	6,548千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	128,517千円
② 仕入高	265,515千円
③ 販売費及び一般管理費	1,500千円
④ 営業取引以外の取引高	33,719千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
埼玉県鴻巣市	事業用資産	建物、構築物、機械及び装置、工具器具備品

当社は、原則として、事業用資産については報告セグメントを基準としてグルーピングを行っております。

当社が新事業として進めている切断加工工具の製造販売事業については事業化が遅延しており、今後の確実な収益を見込むことは難しいと判断し、当該事業に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（79,305千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物57千円、構築物134千円、機械及び装置74,843千円、工具器具備品3,135千円、リース資産1,136千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、使用価値をゼロとして評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末の株式数(千株)
普通株式	774	1	—	775

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産（流動）	
たな卸資産評価損否認	27,979千円
貸倒引当金超過額	182千円
未払事業税否認	656千円
繰越欠損金	15,727千円
繰延ヘッジ損益	326千円
繰延税金資産合計	44,870千円
繰延税金資産（固定）	
役員退職慰労引当金否認	16,026千円
修繕引当金否認	18,002千円
貸倒引当金超過額	7,488千円
減損損失否認	25,457千円
その他	6,818千円
繰延税金資産小計	73,791千円
評価性引当額	△15,737千円
繰延税金資産合計	58,054千円
繰延税金負債（固定）	
前払年金費用否認	6,227千円
固定資産圧縮積立金	44,885千円
その他有価証券評価差額金	214,006千円
その他	158千円
繰延税金負債合計	265,276千円
繰延税金負債の純額	207,222千円

(追加情報)

法人税の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成28年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%、平成29年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異

については32.1%に変更されます。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）が17,747千円、当事業年度に計上された法人税等調整額（貸方）が4,228千円、繰延ヘッジ損益が26千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が22,001千円増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

研磨布紙等製造販売事業における測定器（工具器具備品）および基幹システムであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
子会社	㈱光環	所有 直接100%	資金の貸付 役員兼任	債権放棄(注1)	32,840	—	—

(注1) 株式会社光環に対する債権放棄は、同社の清算に伴い行ったものであり、前事業年度までに28,500千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において4,340千円の貸倒損失を計上しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	423円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	2円46銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

理研コランダム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任
社員
業務執行社員
指定有限責任
社員
業務執行社員

公認会計士 奈 尾 光 浩 ㊞

公認会計士 大 野 開 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、理研コランダム株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

事業報告等に係る監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、高橋正一監査役（社外監査役）が平成27年4月12日に急逝いたしましたので、補欠監査役でありました長崎俊樹が同日付で社外監査役として就任しております。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月17日

理研コランダム株式会社	監査役会
常勤監査役(社外監査役) 本 多 正 明 ㊟	
社外監査役 長 崎 俊 樹 ㊟	
監査役 西 村 恭 幸 ㊟	

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第117期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は27,674,934円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮する事ができるよう、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款の一部変更を行うものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 法令で定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合において、補欠の監査等委員である取締役の選任を毎年行う不便さを解消するため、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨を変更案第23条として新設するものであります。
- (4) 機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行えるよう変更案第41条、第42条として新設するものであります。また、新設規定と併せて、関連する規定を変更、削除するものであります。
- (5) その他、上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
第5条～第19条（条文省略）	第5条～第19条（現行どおり）
第4章 取締役および取締役会 （員数）	第4章 取締役および取締役会 （員数）
第20条 当社の取締役は、13名以内とする。 （新設）	第20条 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役は除く。</u> ）は、13名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は <u>4名以内とする。</u>
（選任方法）	（選任方法）
第21条 取締役は、株主総会において選任する。	第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。
（第2項は条文省略） （第3項は条文省略）	（第2項は現行どおり） （第3項は現行どおり）
（任期）	（任期）
第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条 取締役（ <u>監査等委員である取締役は除く。</u> ）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	（削除）
（新設）	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</p> <p>第23条 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役は除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役は除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法等) <u>第26条</u> (第1項は条文省略) 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等) <u>第27条</u> (第1項は現行どおり) 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第28条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録) <u>第27条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) <u>第29条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>
<p><u>第28条</u> (条文省略) (報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>第30条</u> (現行どおり) (報酬等) <u>第31条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第30条 (第1項は条文省略)	第32条 (第1項は現行どおり)
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員数)	第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)
第31条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u>	
(選任方法)	(削除)
第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	(削除)
2. <u>監査役および補欠者の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(任期)	(削除)
第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(常勤の監査役)	(削除)
第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の<u>手続き</u>を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査等委員</u>は、<u>監査等委員会</u>の招集通知を、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の<u>手続き</u>を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決</u>に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が<u>出席</u>し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会</u>の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>監査役</u>は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会</u>の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>監査等委員</u>は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除)	(削除)
第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
第6章 会計監査人 第41条～第42条（条文省略）	第6章 会計監査人 第37条～第38条（現行どおり）
(報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計 算 第44条（条文省略）	第7章 計 算 第40条（現行どおり）
(剰余金の配当)	(削除)
第45条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	
(中間配当)	(削除)
第46条 当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
	第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
(新設)	2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
(新設)	3. 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金を配当することができる。
(剰余金の配当等の除斥期間) 第47条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第43条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
(新設)	附 則 <u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u> 第1条 平成27年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の実任の免除および社外監査役と締結済の実任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第40条の定めるところによる。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社となり、取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名の選任をお願いするものであります。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	しもむらひろよし 下村洋喜 (昭和23年12月4日生)	昭和46年6月 岡本理研ゴム㈱(現オカモト㈱)入社 平成13年6月 オカモト㈱取締役 " 19年4月 オカモト㈱取締役、世界長㈱(現世界長ユニオン㈱)代表取締役副社長 " 20年5月 オカモト㈱取締役、世界長㈱代表取締役社長 " 21年6月 オカモト㈱常務取締役、世界長㈱代表取締役社長 " 23年6月 オカモト㈱専務取締役、世界長ユニオン㈱代表取締役社長 " 23年12月 ㈱岡本ソーイング(現シューテックオカモト㈱)取締役社長、世界長ユニオン㈱代表取締役社長 " 24年5月 世界長ユニオン㈱代表取締役会長 " 27年3月 当社代表取締役社長(現任) " 28年1月 淄博理研泰山涂附磨具有限公司董事長(現任)	10,000株
2	きたぎわゆうじ 北澤雄二 (昭和31年11月18日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年4月 当社営業本部部长兼東京営業所長 " 18年3月 当社取締役営業本部部长 " 26年5月 当社取締役CA総本部部长兼営業本部部长兼生産本部部长 " 27年2月 ㈱光環代表取締役社長 " 27年3月 当社常務取締役CA総本部部长兼営業本部部长兼生産本部部长 " 27年6月 濰坊理研磨材有限公司董事長(現任) " 28年1月 当社常務取締役(現任)	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※3	江口真一 (昭和35年10月16日生)	昭和58年4月 安田生命保険(相) (現明治安田生命保険(相)入社) 平成20年4月 明治安田生命保険(相)大宮支社長 " 22年4月 明治安田生命保険(相)法人職域開拓部長 " 26年4月 ㈱MY J リスク管理・コンプライアンス部長 " 27年4月 ㈱MY J 内部監査部長 (現任)	0株
※4	雨貝のぼる昇 (昭和31年5月31日生)	昭和51年4月 ヤマト化学工業㈱入社 平成5年1月 オカモト㈱入社 " 27年2月 オカモト㈱茨城工場製造部長代理 " 28年1月 当社製造部長 (現任)	0株
※5	細井雅弘 (昭和33年9月28日生)	昭和58年4月 三共理化学㈱入社 平成12年4月 三共理化学㈱新市場開発室長 " 13年11月 日本マイクロコーディング㈱ (現Mipox㈱) 入社 " 21年11月 日本マイクロコーディング㈱執行役員営業技術本部長 " 23年8月 当社営業本部部長 " 24年1月 当社営業開発部長 " 27年7月 当社東京支店長 " 28年1月 当社営業部長 (現任)	0株
※6	石川和男 (昭和35年9月21日生)	昭和59年4月 熊谷精密㈱入社 平成14年4月 三洋精密㈱ (現日本電産セイミツ㈱) 関連会社管理課長 " 16年5月 当社管理本部財務グループ課長 " 25年4月 当社管理本部次長 " 27年11月 当社総務部長 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	おかもと じろう 岡本 二郎 (昭和20年6月19日生)	昭和44年11月 ゼブラケンコー自転車(株) (現オカモト(株)) 入社 〃 51年6月 岡本理研ゴム(株) (現オカモト(株)) 取締役 〃 54年6月 同社常務取締役 〃 60年6月 同社専務取締役 平成8年6月 オカモト(株)代表取締役副社長 〃 17年6月 同社代表取締役社長 〃 23年6月 同社代表取締役会長 (現任) 〃 27年3月 当社取締役 (現任)	0株

(注)1. ※印は、新任候補者であります。

2. 取締役候補者下村洋喜氏は、淄博理研泰山涂附磨具有限公司の董事長を兼務し、当社は同社との間に製品輸入等の取引関係があります。

取締役候補者岡本二郎氏は、オカモト(株)の代表取締役会長を兼務し、当社は同社との間に貯蔵品等の取引関係があります。

その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

3. 候補者岡本二郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 岡本二郎氏を社外取締役候補者とした理由について

同氏は経営者として経験が豊富であり、経営に関する高い見識と監督能力を有されており、また平成27年3月に当社社外取締役に就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、社外取締役としての職責を適切に果たしていただけると判断したものであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

5. 業務執行取締役等であるものを除く取締役候補者との責任限定契約について

当社は、岡本二郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ほんだまさあき 本多正明 (昭和29年3月30日生)	昭和51年4月 安田火災海上保険(株) (現損害保険ジャパン日本興亜(株)) 入社 平成14年7月 ㈱損保ジャパン神奈川中央支店長 " 16年4月 同社神奈川支店長 " 17年6月 同社関西第一業務部長 " 19年4月 同社理事 鹿児島支店長 " 23年4月 ㈱損保ジャパン代理店サポート代表取締役社長 " 26年3月 当社監査役 (現任)	0株
2	ながさきとしき 長崎俊樹 (昭和28年11月18日生)	平成3年4月 長崎俊樹法律事務所開設 " 8年5月 日本弁護士連合会編集委員会委員 " 9年4月 同人権擁護委員会委員 " 9年5月 同業務対策委員会委員 " 14年1月 最高裁判所司法研修所刑事弁護教官 " 14年5月 岡村総合法律事務所パートナー (現任) " 19年11月 新司法試験審査委員 " 27年4月 当社監査役 (現任)	0株
3	あらいだてつや 新井田哲也 (昭和46年5月22日生)	平成11年2月 新日本アーンストアンドヤング税理士法人 (現EY税理士法人) 入社 " 11年6月 税理士登録 " 22年9月 わかさ税理士法人 代表社員 (現任) " 25年6月 東京税理士会玉川支部 幹事 (現任)	0株

(注)1. 候補者全員は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

2. 長崎俊樹氏は岡村総合法律事務所パートナーであり、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。

3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

4. 候補者全員は社外取締役候補者であります。

5. 当社は、本多正明氏、長崎俊樹氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、新井田哲也氏につきましても、原案どおり選任された場合、独立役員となる予定です。
6. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
 - (1) 本多正明氏を社外取締役候補者とした理由について
同氏は、金融機関に長く勤務されるとともに経営者としての経験が豊富であり、経営に関する高い見識と深い知見を有されていることから、また平成26年3月に当社社外監査役に就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、社外取締役としての職責を適切に果たしていただけると判断したものであります。
 - (2) 長崎俊樹氏を社外取締役候補者とした理由について
同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有され、日本弁護士連合会の各種委員、最高裁判所司法研修所刑事弁護教官等を歴任されており、また平成27年4月に当社社外監査役に就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、社外取締役としての職責を適切に果たしていただけると判断したものであります。
 - (3) 新井田哲也氏を社外取締役候補者とした理由について
同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務および会計に関する専門的な知見を有されており、税務監査の経験も豊富であります。また、税理士法人を経営されており、社外取締役としての職責を適切に果たしていただけると判断したものであります。
7. 業務執行取締役等であるものを除く取締役候補者との責任限定契約について
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、候補者全員が取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
かとう よし はる 加藤 賢 治 (昭和29年4月19日生)	昭和50年4月 日産ディーゼル工業(株)(現UDトラックス 株)入社 平成16年2月 当社生産本部設備グループ入社 " 17年9月 当社生産本部設備グループ課長 " 26年4月 当社(嘱託)営業企画室企画グループ課長 " 28年1月 当社(嘱託)経営管理室課長(現任)	0株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成14年3月28日開催の第103回定時株主総会において年額144百万円（ただし使用人分給与は含まない）以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて年額144百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務役員の使用人分の給与は含まないものとさせていただきたく存じます。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案および第3号議案が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）となります。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額24百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案および第4号議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈、ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます杉浦順氏、新海幹夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたため、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
すぎ 杉 浦 順	平成22年3月 当社常務取締役 現在に至る
しん 新 海 幹 夫	平成18年3月 当社取締役 現在に至る

また、当社は平成28年2月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号機案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」の承認可決を条件として、下村洋喜氏、北澤雄二氏に対し、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社の内規に従い、相当額の範囲内において打ち切り支給いたしたいと存じます。

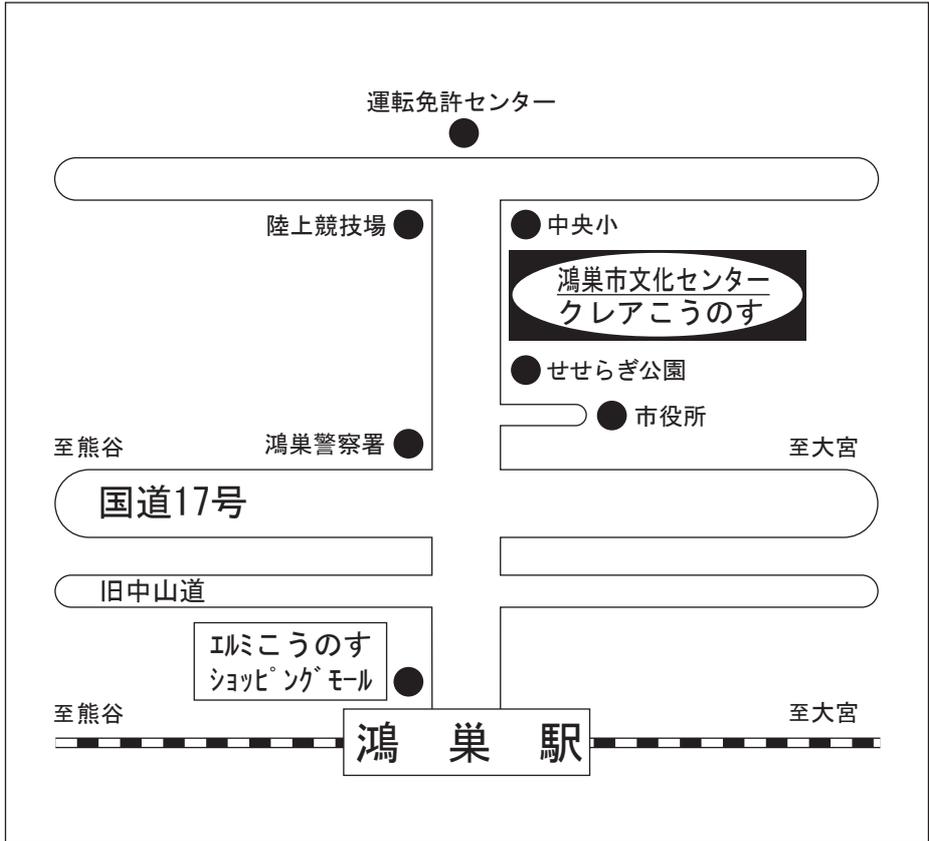
なお、支給の時期は、各取締役の退任時とし、その具体的金額、贈呈の方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
しも 下 村 洋 喜	平成27年3月 当社代表取締役社長 現在に至る
きた 北 澤 雄 二	平成18年3月 当社取締役 平成27年3月 当社常務取締役 現在に至る

以 上

会場ご案内図



- 会場 埼玉県鴻巣市中央29番1号
鴻巣市文化センター 3階会議室
TEL 048 (540) 0540
- ◆JR高崎線鴻巣駅より1,500m
徒歩15分
 - ◆免許センター行きバスにて終点下車